

# 代表質問

12月定例会では、6つの会派が代表質問を行いました。代表質問を行った会派の発言順及び発言時間(答弁含む)は次のとおりです。

公明党(176分)、市民クラブ(108分)、創生市川(210分)、日本共産党(108分)、自由民主の会(108分)、チームいちかわ(91分)

※2次元コードから代表質問の動画をYouTubeにてご覧いただけます。ご覧いただけない場合は、恐れ入りますが議会事務局議事課までお問い合わせください(047-712-8673)。



大野小学校の屋上に設置されている太陽光パネル

## 市民クラブ

(総括質問者)

中町 けい

つちや正順

にしむた勲

石崎ひでゆき



## 災害時の電源確保

**問** 災害時の避難所における電源確保は、防災倉庫に備蓄してある発電機などを活用することだが、必要に応じて開設される福祉避難所には、酸素吸入器など複数の電源機器が必要な人も避難するため、停電時も電気が使える常設の非常用電源が必要と考える。例えば、災害時でも対応可能な太陽光パネルと蓄電池を設置することも考えられる

**答** 本市の見解を問う。福祉避難所は、医療的ケアが必要な人も避難するため、より確実な電源の確保が必要とされており、提案のあった再生可能エネルギーの活用については、カーボンニュートラルシティアを表明している本市とも方向性を同じくするものである。現在、民間事業者の費用負担の下、市の公共施設の屋根に太陽光発電設備等を設置し、市は電力の使用量に応じた電気代を事業者に支払うというPPA事業を進めているところである。

## 民生委員の活動費

**問** 民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員であり、無報酬で活動している。そのため、活動すればするほど、電話代などの通信費や会議のための費用、交通費などがかり、民生委員からは、現在の活動費では足りないという意見も聞いている。そこで、これまでの活動費の改定状況及び今後の

の改定について問う。**答** 民生委員には活動費として、県から年額6万2000円支払われる。加えて、市から地区会長に年額6万6000円、地区会長以外の民生委員に年額6万円支払われる。改定については、県では平成28年度に5万8200円から5万9千円に、令和2年度には6万2000円に引き上げているが、市では15年以上、金額の改定を行っていない。民生委員を取り巻く環境は、少子高齢化等によって、地域のつながりが薄れるなど、大きく変化をしている。このような状況では、地域づくりのために日々活動している民生委員の役割はますます重要となり、担い手の確保の問題や、昨今の物価高等もあるため、現在、活動費の見直しを検討している。

## 自由民主の会

(総括質問者)

中山 幸紀

加藤 圭一

細田 伸一

青山ひろかず



## こども送迎ステーション

**問** 令和6年6月定例会の代表質問において、行徳駅前に設置されているこども送迎ステーションの利用状況が芳しくないことを指摘した上で、本施設の有効活用などについて提案したが、その後、本施設の運営法人

とどのような協議を進めてきたのか。また、本事業の運営費は年間約1600万円、利用登録している園児は8名であることから、単純計算すると園児1人当たり年間200万円もの経費がかかっており、非効率だと考えている。そこで、本事業を取りやめる考えについて、市の見解を問う。**答** 運営法人とは、現在、

本施設が稼働していない朝から夕方までの時間帯の有効な活用や、複数の保育施設への送迎を行うことなどについて検討を進めている。本事業の今後については、現時点では、運営法人と協議を重ねながら、まずは、本施設の利用者を送迎先の保育施設の利用者に限ることなく、より多くの人に利用してもらえようとする

など、本施設の活用方法を改善していくことで、利用者数を増やすよう努めていると考えている。**外国人の生活保護受給**  
**問** 生活保護行政について生活保護制度の趣旨から逸脱した受給例が見られることや、その適用範囲に関し

## デジタル地域通貨

**問** デジタル地域通貨ICHIICOのキャンペーン時

**答** デジタル地域通貨ICHIICOは、市内の消費を

活発にさせることによる地域経済の活性化と、健康ポイントArucoを始めとする多様な行政ポイントを付与することによる市民活動の活性化を目的としていることから、7年度以降にしている自治体もあると聞くが、令和7年度以降の事業実施の方向性について問う。

には、還元ポイントの財源として、国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が使われていることである。国からの交付金が終了した段階で地域通貨の事業を終了している自治体もあると聞くが、令和7年度以降の事業実施の方向性について問う。



生活保護相談窓口の様子

て、市民から疑問や不信の声が多数上がっており、適正化が求められていると考えている。就労しておらず、税金を納めていない外国人に対して生活保護費が支給されている実態があるが、支給に当たっての法的根拠、対象となる外国人、及び本市での受給世帯数を問う。

に対して生活保護の決定実施の取り扱いに準ずるときに、本市では、この通知に基づき、外国人に生活保護の措置を講じているところである。対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を設けない永住者、特別永住者、日本人の配偶者などである。これらに該当しない外国人から申請があった場合には、県に確認した上で受給決定をしている。また、外国人が世帯主である受給世帯数は、令和6年10月現在、約220世帯で、全受給世帯の約3%を占めている。

## 傍聴のご案内

本会議と委員会は、原則として公開されており、自由に傍聴できます。

- 本会議の傍聴(94席)  
会議当日に市役所第1庁舎7階の受付へ直接お越しください。住所・氏名を記入するだけで入場できます。
- 委員会の傍聴(各7席)  
第1庁舎6階の議会事務局で受け付けした後、委員会室等へご案内します。  
※傍聴時は、傍聴券の裏面に記載してある注意事項をお守りください。

※代表質問を行った各会派の所属議員は、代表質問実施時点のものとしています。